

厚生労働省発開 0313 第 1 号
令和 7 年 3 月 13 日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、
貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練指導員免許の申請

職業訓練指導員免許の申請を、職業訓練指導員試験の受験の申請（実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者の申請に限る。）と併せて行う場合には、職業訓練指導員免許の申請に当たり職業訓練指導員試験合格証書を添えることを要しないものとする。

第二 職業訓練指導員試験の公示

職業訓練指導員試験について、都道府県知事は、職業訓練指導員試験の実施期日、実施場所、職業訓練指導員試験受験申請書の提出期限その他試験に関し必要な事項を、当該期日の二月前までに、公示しなければならいとされているところ、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けようとする者を対象とした職業訓練指導員試験については、あらかじめ公示すればよいものとする。

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。